

家庭裁判所や公証役場で年金分割のための手続きをとられた方へ

家庭裁判所の審判、調停、人事訴訟の手続又は公証役場での認証により年金分割の割合（請求すべき按分割合）が定められた場合に、実際に年金分割制度を利用するためには、当事者のいずれか一方から、年金事務所において、年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります。（家庭裁判所の調停、審判、判決又は公証役場での認証等に基づき自動的に分割されるわけではありませんのでご注意ください。）。

特に、年金分割の請求には期限が厳格に定められていますので（請求期限。下記2参照）、この期限を過ぎることがないように注意し、速やかに必要書類（下記3参照）を取りそろえた上、**必ず請求期限内に年金分割の請求手続を行ってください。**

記

1 年金分割請求先

年金事務所

最寄りの年金事務所については、当事務所でも確認できます。

ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165

2 請求期限（この期限を経過すると年金分割の請求ができなくなります。）

請求期限は、離婚成立日の翌日から換算して2年です。

<請求期限の特則>

離婚成立日の翌日から起算して2年を経過する前に家庭裁判所に申立てをした場合において、離婚成立日の翌日から起算して1年11か月が経過した日以後（2年を経過している場合も該当します。）に審判が確定し又は調停が成立した場合には、審判確定日又は調停成立日の翌日から起算して1か月以内に限り、年金分割の請求をすることができます。

※この場合、下記3記載の書類のほかに、審判又は調停の申立てをした日を証する書類（申立日証明書）を年金事務所等に提出する必要があります（この証明書の請求方法は、担当書記官にお尋ねください。）。

※離婚の調停又は人事訴訟とあわせて年金分割の申立てをした場合も、請求期限について同様の特則が設けられています。

3 必要書類

調停（和解）が成立した場合

① 調停（和解）調書の謄本又は抄本 1通

審判（判決）が確定した場合

① 審判（判決）書の謄本又は抄本 1通

② 審判（判決）の確定証明書 1通

→まだ確定証明書の交付請求をしていない方は、請求方法を担当書記官にお尋ねください。

公証役場で私文書の認証手続きをとった場合

① 合意書（認証付） 1通

共通

以下の書類が必要となります。

改定請求書（年金事務所で入手できます。）

相手方の戸籍謄本（離婚後のもので、請求する1か月以内のもの）

ご自身で取得できます（請求者が除籍されていることから請求権があります。）。

ご自身の戸籍抄本若しくは住民票（離婚後のもので、請求する1か月以内のもの）

身分証明書（次のうち、現住所が分かるもの）

運転免許証 パスポート 住民基本台帳カード 健康保険証 障害者手帳

この説明書の内容についてご不明な点などありましたら、当事務所の弁護士までお問い合わせください。

弁護士法人デイライト法律事務所